

改正

平成28年3月25日告示第53号  
平成30年12月25日告示第85号  
平成31年3月20日告示第21号  
令和2年4月27日告示第54号  
令和2年12月25日告示第127号  
令和3年3月31日告示第65号  
令和4年3月28日告示第33号  
令和7年3月26日告示第53号

新温泉町中小企業融資利子補給金交付要綱

(目的)

**第1条** この要綱は、長期の景気不況及び最近の金融情勢の変化に伴う町内の中小企業者の債務負担にかんがみ、事業活動の円滑な遂行を図るため、融資に伴う利子負担の軽減を行い、もって本町商工業の活性化と経済振興に資することを目的とする。

(利子補給対象者)

**第2条** 利子補給対象者は、中小企業基本法（昭和38年法律第154号）第2条第1項に規定する中小企業者及び同条第5項に規定する小規模企業者で次のいずれにも該当するものとする。ただし、この要綱に基づく利子補給を3年分（同一年に融資を受けた月数が12か月未満の場合でも1年分とする。以下同じ。）受けた者を除く。

- (1) 新温泉町内に住所を有する者で、町内の事業所で事業を1年以上営むもの
- (2) 新温泉町商工会（以下「商工会」という。）の指導を受けて平成25年4月1日から令和9年12月31日までの間に別表第1の資金を借り入れる者
- (3) 町税を完納している者

2 この要綱に基づく利子補給を3年分受けた者で、平成28年4月1日以後に別表第2又は別表第3に定める事業計画等の認定等を受け、かつ、前項の規定（ただし書を除く。）に該当するものは、同項ただし書の規定にかかわらず、新たに3年分を限度に利子補給を受けることができる。

(利子補給の額等)

**第3条** 町は予算の範囲内において、別表第1の融資制度により資金の融資を受けた事業者に対し利子補給を行うものとする。ただし、他の制度で当該融資の利子額に対する補給金等の交付を受ける事業者を除く。

2 利子補給の額は、事業者が1月1日から12月31日まで（平成25年度にあつては平成25年4月1日から同年12月31日まで）の間に負担した利子額の2分の1以内（100円未満を切り捨てる。）とする。ただし、延滞利息を除く。

3 前項の規定に関わらず、別表第2定める事業計画等の認定等を受けた事業者の当該認定等を受けた日の属する年以後の利子補給の額は、1月1日から12月31日までの間に負担した利子額の4分の3以内（100円未満を切り捨てる。）とする。ただし、延滞利息を除く。

(利子補給金の申請)

**第4条** 利子補給金を受けようとする者（以下「申請者」という。）は新温泉町中小企業融資利子補給金交付申請書（様式第1号）にその年の12月末日までの利子支払額証明書（様式第

2号)を添えて、翌年の2月末日までに商工会を経由し町長に提出するものとする。

(利子補給金の交付決定)

**第5条** 町長は、前条の規定による申請書を受理したときは、その内容を審査し適当と認めたときは、利子補給金の交付決定を行い、申請者に新温泉町中小企業融資利子補給金交付決定通知書(様式第3号)を通知するものとする。

(利子補給金の請求)

**第6条** 前条の規定により利子補給金の交付決定を受けた者は、新温泉町中小企業融資利子補給金交付請求書(様式第4号)を町長に提出するものとする。

(利子補給金の返還)

**第7条** 町長は、利子補給金の交付を受けた者が次のいずれかに該当すると認められるときは、利子補給金の交付の決定を取り消し、又は既に交付した利子補給金の全部若しくは一部を返還させることができる。

(1) 利子補給の対象となった資金の運用が不適切であるとき、又は対象となった設備を他に譲渡し、若しくは滅失したとき。

(2) 提出書類に虚偽の記載があるとき。

(3) その他利子補給金を不当に受けたとき。

(その他)

**第8条** この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、町長が定める。

**附 則**

(施行期日)

1 この告示は、平成25年4月1日から施行する。

(この告示の失効)

2 この告示は、令和9年3月31日限り、その効力を失う。

**附 則** (平成28年3月25日告示第53号)

(施行期日)

1 この告示は、平成28年4月1日から施行する。ただし、第2条第2号の改正規定、第3条の改正規定(同条第2項中「当該年度の」を削る部分に限る。)及び附則第2項の改正規定は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 この告示による改正後の第3条第3項の規定は、平成28年4月1日以後に受ける融資について適用し、同日前に受けた融資については、なお従前の例による。

**附 則** (平成30年12月25日告示第85号)

この告示は、公示の日から施行する。

**附 則** (平成31年3月20日告示第21号)

この告示は、平成31年4月1日から施行する。ただし、附則第2項の改正規定は、公示の日から施行する。

**附 則** (令和2年4月27日告示第54号)

この告示は、公示の日から施行する。

**附 則** (令和2年12月25日告示第127号)

この告示は、公示の日から施行する。

**附 則** (令和3年3月31日告示第65号)

この告示は、令和3年4月1日から施行する。

附 則（令和4年3月28日告示第33号）  
この告示は、令和4年4月1日から施行する。

附 則（令和7年3月26日告示第53号）  
この告示は、令和7年4月1日から施行する。

別表第1（第2条、第3条関係）

| 借入先金融機関      | 資金名          | 利子補給期間 |
|--------------|--------------|--------|
| 民間金融機関       | 新温泉町中小企業振興資金 | 3年分    |
| 株式会社日本政策金融公庫 | 小規模事業者経営改善資金 | 3年分    |

別表第2（第2条、第3条関係）

| 事業計画等                                                            | 計画等の認定等機関 |
|------------------------------------------------------------------|-----------|
| 農商工等連携事業計画（中小企業者と農林漁業者との連携による事業活動の促進に関する法律（平成20年法律第38号））         | 国         |
| 経営力向上計画（中小企業等経営強化法（平成11年法律第18号））                                 |           |
| 経営革新計画（中小企業等経営強化法）                                               | 兵庫県       |
| 産業競争力強化法（平成25年法律第98号）に基づき町が認定を受けた創業支援等事業計画の特定創業支援事業により支援を受けた旨の証明 | 新温泉町      |
| 先端設備等導入計画（中小企業等経営強化法）                                            |           |

別表第3（第2条関係）

| 事業計画等                        | 計画等の認定等機関     |
|------------------------------|---------------|
| 商工会が法令に基づき指導し、認定を受けた各種事業計画   | 国等            |
| 但馬産業大賞受賞                     | 兵庫県           |
| ひょうごいいねお店表彰受賞                |               |
| ひょうご中小企業技術・経営力評価制度（評価点 3点以上） | ひょうご産業活性化センター |